

一時預かり事業（幼稚園型）について

令和4年2月25日



文部科学省

一時預かり事業（幼稚園型）について（R3～）

- 【趣 旨】幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの
 【実施主体】市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） 負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
 【要件】

・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立）

新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本
 （経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。

・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども）

非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能

・配置職員 認可保育所と同じ

0歳児	3	1	1・2歳児	6	1
3歳児	2	0	1	4歳以上児	3
				0	1

ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可（職員は常勤・非常勤を問わない）

・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（当分の間、小学校教諭普通免許状所有者、養護教諭普通免許状所有者、幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

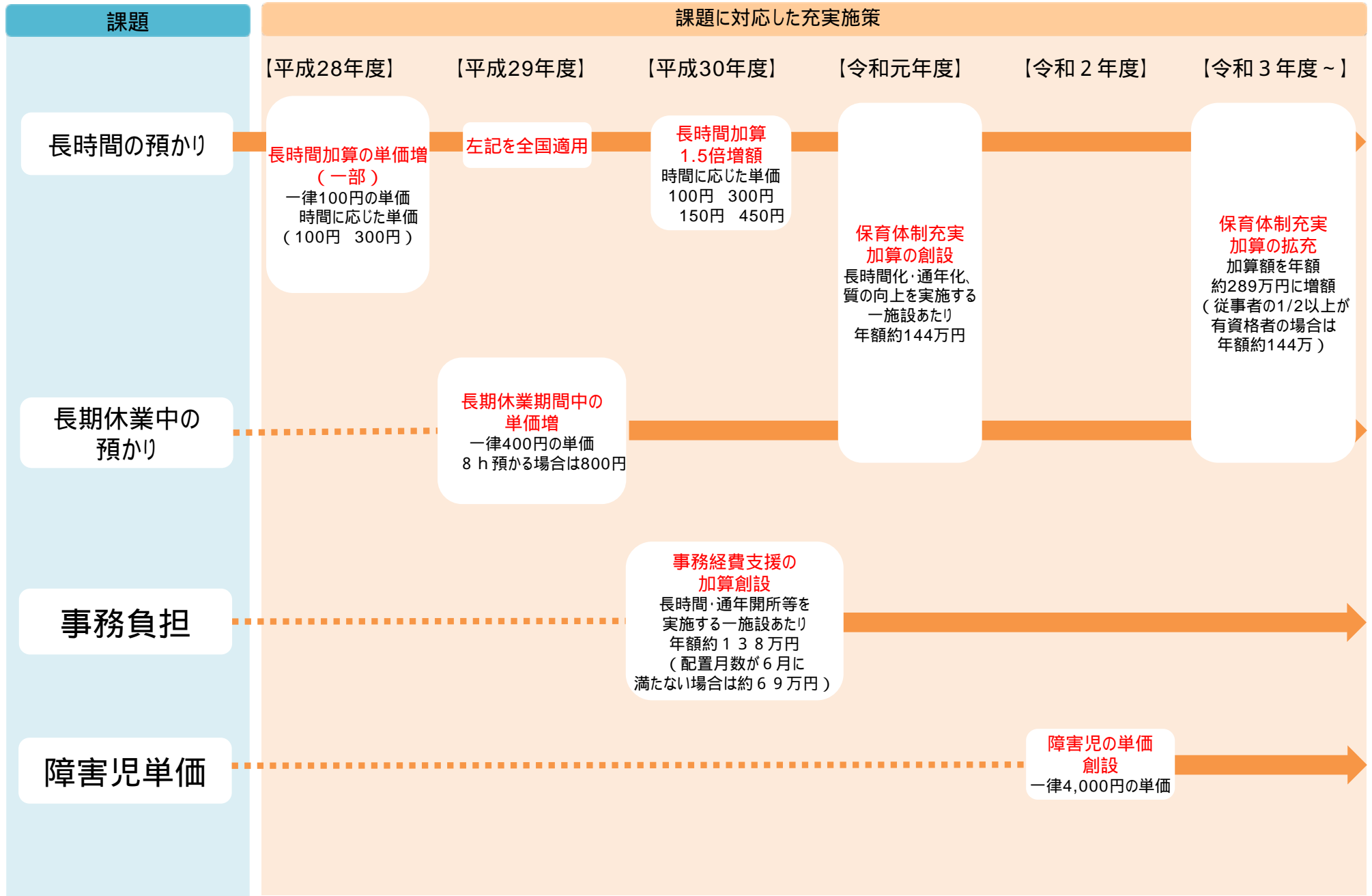
ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

< 補助単価額 >

小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

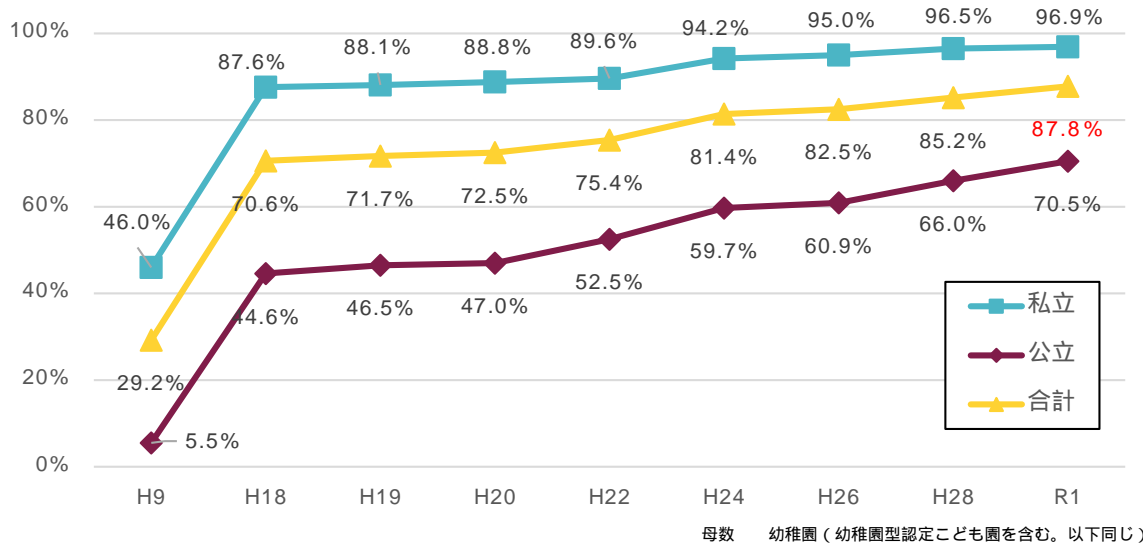
		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円 / 年間延べ利用者数 - 400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を超えた場合】 100円 2時間未満 200円 2時間以上3時間未満 300円 3時間以上 【その他の場合】 150円 2時間未満 300円 2時間以上3時間未満 450円 3時間以上	4,000円 障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員の2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円		

一時預かり事業（幼稚園型）における充実（平成28年度～）

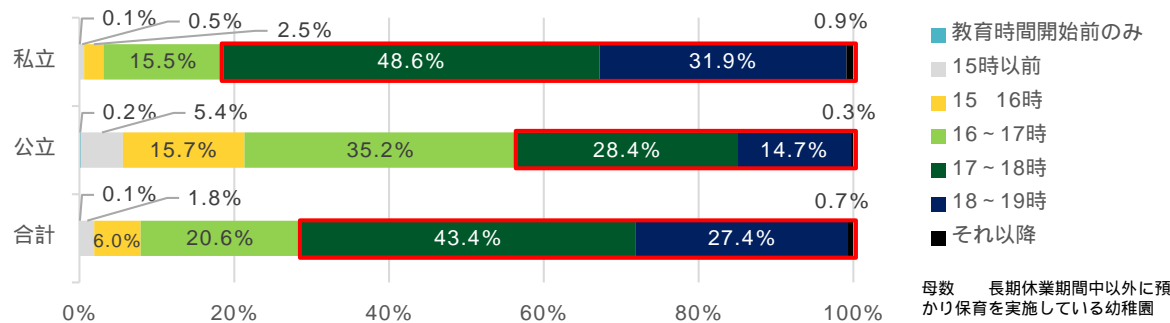


保護者の就労状況等を踏まえた幼稚園の預かり保育の状況

在園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%



7割の幼稚園で17時以降も在園児の預かり保育を提供



満3歳未満児の保育を実施している幼稚園は全体の67.0%

実施率	私立	67.6%	年間平均実施日数	私立	46.5日
	公立	65.8%		公立	18.5日
	合計	67.0%		合計	36.6日

母数 幼稚園

近年の取組

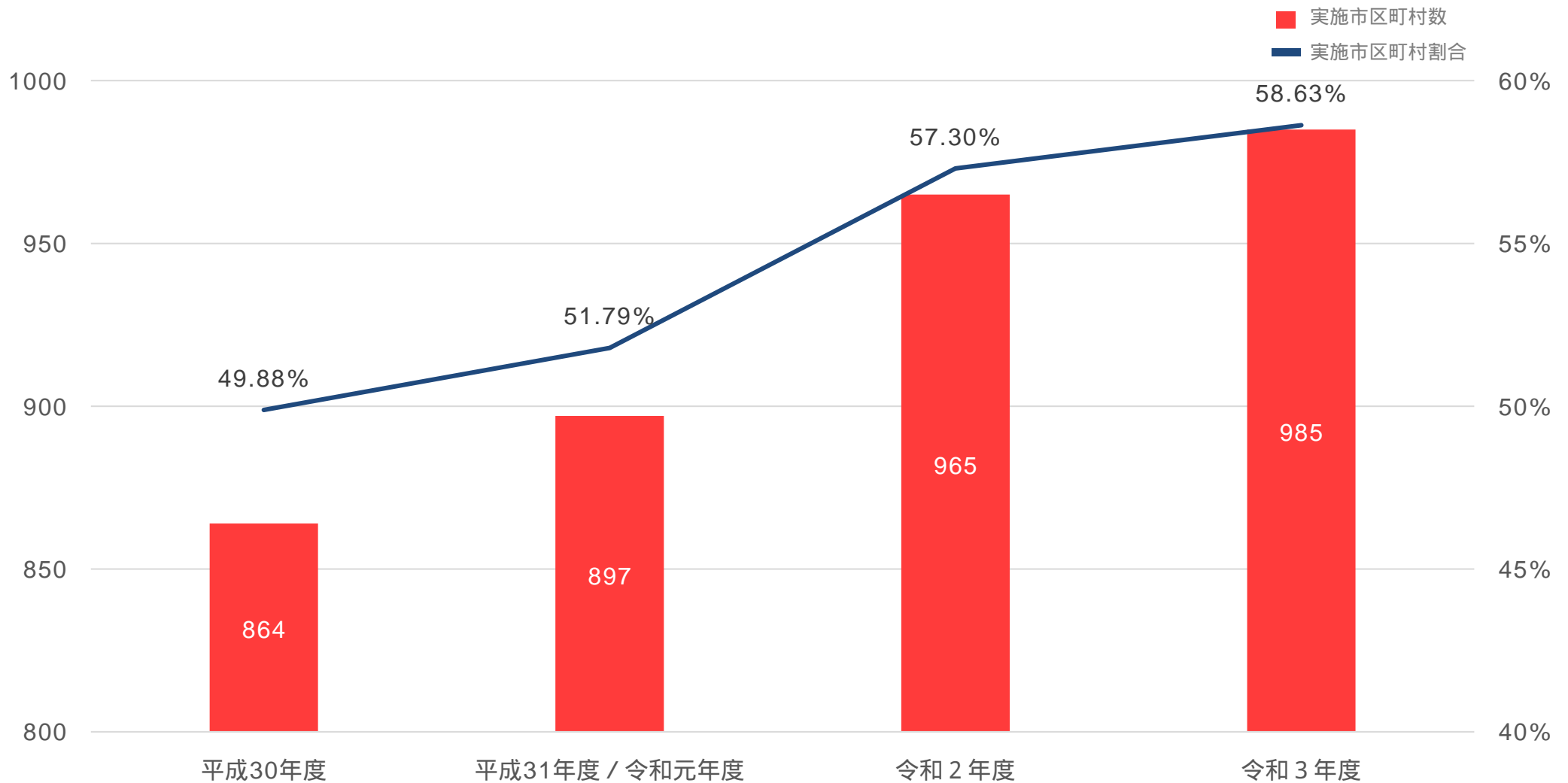
- 預かり保育を含めた幼児教育・保育の無償化
- 満3～5歳児を主な対象とした幼稚園における預かり保育の運営費補助 (一時預かり事業 (幼稚園型)) 及び私学助成) の単価充実、障害児受入れの特別単価創設等
- 満3歳未満の保育の必要性のある子供を対象とした幼稚園における一時預かり事業 (幼稚園型) における開設準備経費の新設、単価充実、0歳児及び1歳児への対象拡大
- 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育を実施するための施設改修等の補助メニューの創設
- 待機児童が存在する市区町村において、幼稚園の設備を活用して小規模保育事業 が提供される場合、利用定員の上限を弾力化 (3人増し 6人増し)
 - 利用定員6～19人の、0～2歳児を主な対象とした保育施設

今後の方向性

幼稚園の預かり保育において、ユーザ目線で必要な開設日や開設時間が確保されているか等について検討を行うとともに、引き続き、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を図るなどして、地域や就労世帯の実情に応じた、よりきめ細かな対応を促進。

あわせて、子育て支援や預かり保育時間中の活動を含め、幼児教育・保育の活動の質の一層の向上が必要。

一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況について

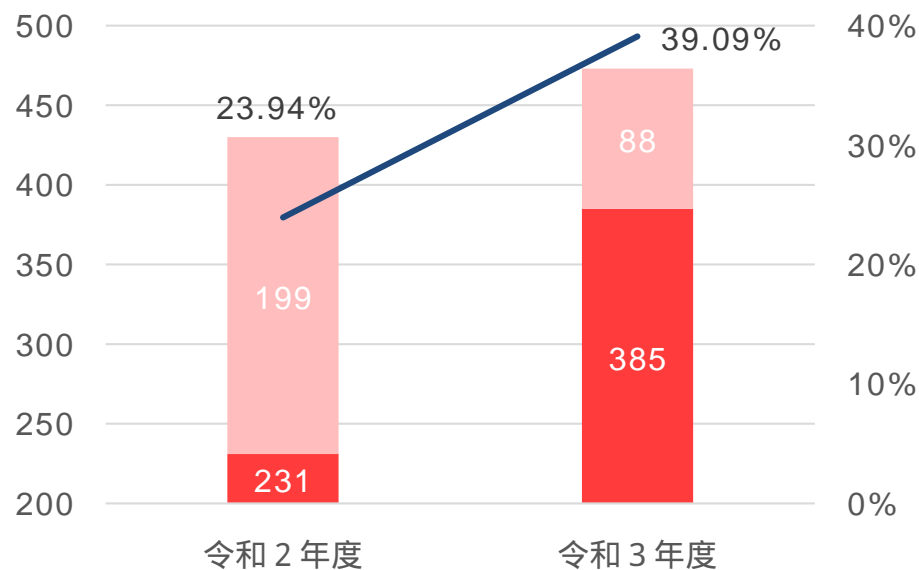


○ 一時預かり事業（幼稚園型）の対象市区町村数は年々増加しており、令和3年4月1日現在で 1,680市区町村中**985市区町村が実施（実施率58.6%）**。

【出典】令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査

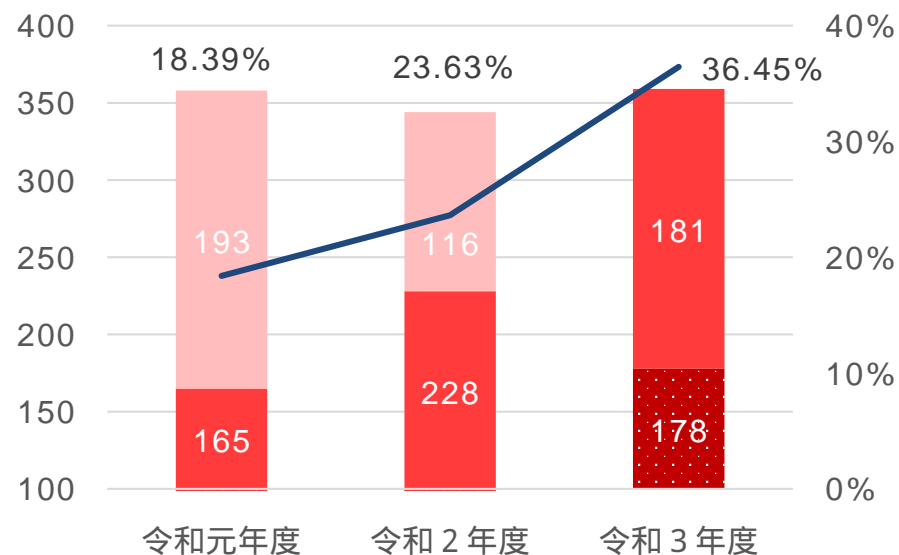
一時預かり事業（幼稚園型）の単価の設定状況について

特別な支援を要する子どもの特別単価



■ 既に実施している（当該年度に実施予定を含む）
 ■ 翌年度からの実施について検討中
 ■ 実施市区町村割合（「既に実施している」割合）

保育体制充実加算

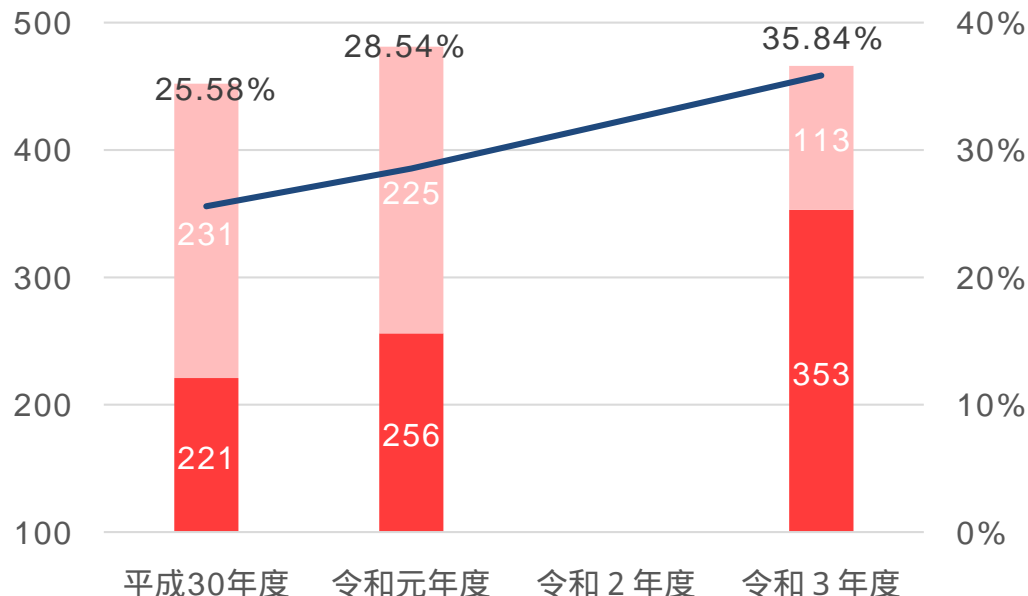


■ 既に実施している（年間約289万円。R3年度～）
 ■ 既に実施している（年間約144万円。）
 ■ 翌年度からの実施について検討中
 ■ 実施市区町村割合（「既に実施している」割合）

- 保育体制充実加算については、令和元年度（平成31年度）創設。特別な支援を要する子どもの受入れに関する単価については、令和2年度創設。
- 令和3年度までに、**保育体制充実加算**については**3割超**、**特別な支援を要する子どもの特別単価**については**4割近く**の自治体において単価の導入がされている。
- 引き続き、受入れ体制の拡充に努めるべく、自治体における単価の設定及び拡充、各園における体制強化の促進にご協力いただきたい。

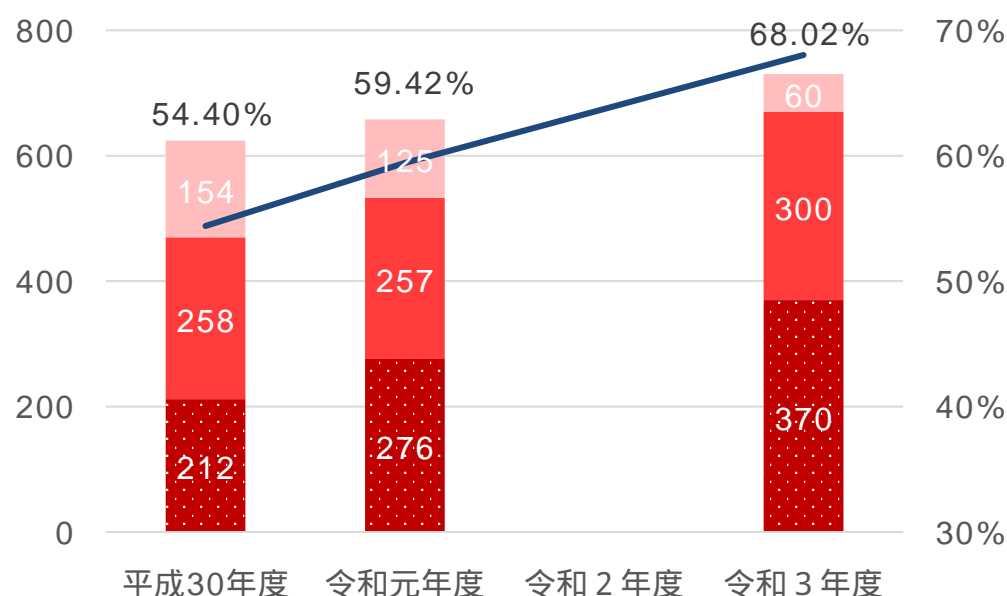
一時預かり事業（幼稚園型）に係る事務負担の軽減について

所在市区町村における事務の一括化



- 既に実施している（当該年度に実施予定を含む）
- 翌年度からの実施について検討中
- 実施市区町村割合（「既に実施している」割合）

補助・委託申請様式の統一化



- 国の統一様式は使用せず、別途同程度の簡素化が行われている
- 既に実施している（今年度中に実施予定含む）
- 翌年度からの実施について検討中
- 実施市区町村割合（「同程度の簡素化」及び「既に実施している」割合）

- 新制度における事務負担については、移行に当たっての懸案にもなっているところ。
- 令和3年度において、**所在市区町村における事務の一括化**については**3割超**、**補助・委託申請様式の統一化**については**7割近く**の自治体において、様式の統一化等行っていただいております。引き続き、施設の所在市区町村における事務の一括化、補助・委託申請様式の統一化等により、各園の事務負担軽減を図るようお願いいたします。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を簡素化したため、データ無し。

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

引き続き、長時間の預かり保育を支援するとともに、実態を踏まえた預かり保育の支援のため、通常の預かり保育における「基礎単価」を見直し。【C】【D】



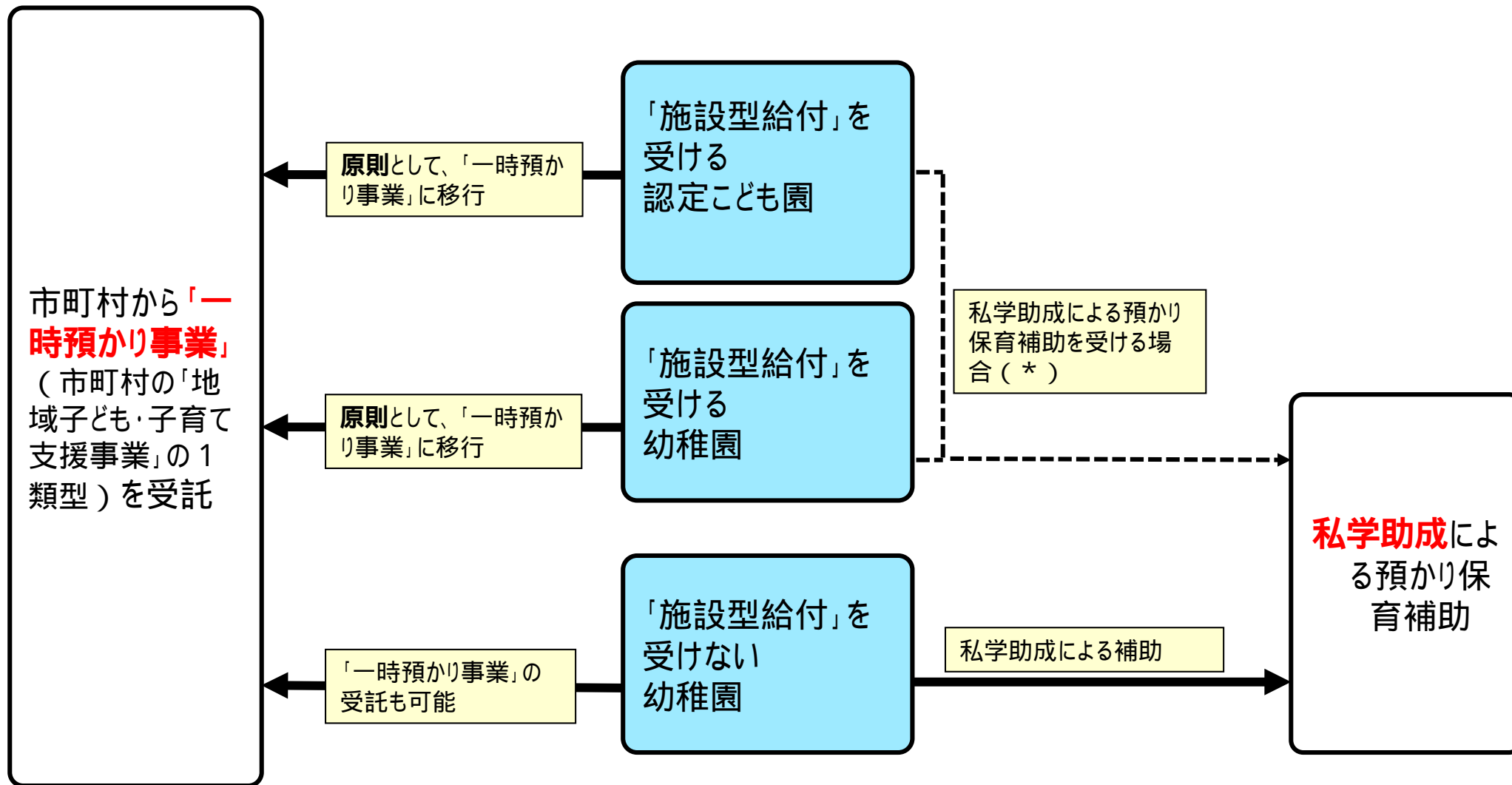
預かり保育推進事業単価表（令和4年度予算案）

通常 の 預 か り 保 育	基礎単価	[A] 開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設 の場合			
		700,000円			
	基礎単価	[B] 開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 の場合			
		600,000円			
	基礎単価	[C] 開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間以上)の場合			
		400,000円			
	基礎単価	[D] 開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間未満)の場合			
		200,000円			
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
			預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日
			150,000円	400,000円	700,000円
	預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円
長期 休 業 日 等 預 か り 保 育	基礎単価	(1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設			80,000円
		(2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設			150,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
			(1) 長期休業日	(2) 休業日	
	預かり保育担当者数 2人/日		140,000円	200,000円	
	預かり保育担当者数 3人以上/日		260,000円	370,000円	

幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

幼稚園等の「預かり保育」等の新制度における取扱い



(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、都道府県による私学助成の預かり保育補助を現に受けている園に限る)

(注1) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

(注2) 施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業(幼稚園型)により行うことが基本であること等を「施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて」(令和4年1月24日付け事務連絡)において改めて周知。

一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児等定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】 新子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1)実施場所	幼稚園（新制度園及び私学助成園） 認定こども園は対象外	
(2)対象児童	3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）
(3)施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日 文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	保育室等の面積基準は、保育室 対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室 対象児童1人あたり3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4)配置職員	児童6人につき職員1人 上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）	0歳 児童3人につき職員1人 1歳 児童6人につき職員1人 上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）
(5)職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） 当分の間、 小学校教諭普通免許状所有者、 養護教諭普通免許状所有者、 幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。 	
(6)保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	
(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の施設は必要。）	
(8)保護者負担	各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。	

0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア．非常災害に対する措置 イ．給食 ウ．健康管理・安全確保 エ．利用者への情報提供

【留意事項】

・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。

・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

一時預かり事業（幼稚園型）の充実について（2021年度～）

新子育て安心プラン（令和2年12月21日）等を踏まえ、幼稚園が満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子どもを更に受け入れられるよう、一時預かり事業（幼稚園型）の充実を図る。

1. 開設準備経費の新設

本事業に基づき幼児を受け入れる場合に開設準備経費（事業開始に当たって必要となる改修や備品購入等に係る経費）を措置する。

【措置額】 1施設当たり 400万円



2. 2歳児受入れの単価充実

保育士資格等を有する所要の職員を雇用するための必要な経費を措置する観点から単価の充実を行うとともに、週5日の2歳児の受入れを実施するような年間延べ利用人数1,500人以上の幼稚園については別途区分を設け、単価を更に充実。

配置職員 2歳児 6 1
保育士資格保所有者 1名以上を配置

【変更後の単価】

年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合	年間利用 幼児数	1,500人未満				1,500人以上			
		受入時間 ~ 8 h	9 h	10 h	11 h ~	受入時間 ~ 8 h	9 h	10 h	11 h ~
基本分単価 1,850円 / 日		2,250円 / 日				2,650円 / 日			
長時間加算 230円		280円 (1時間あたり)				330円 (1時間あたり)			
年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合									
基本分単価 1,850円 / 日		2,650円 / 日				3,310円 / 日			
長時間加算 230円		330円 (1時間あたり)				390円 (1時間あたり)			
	合計	2,250円	2,530円	2,810円	3,090円	2,650円	2,980円	3,310円	3,640円

3. 0歳児及び1歳児の受入れ単価創設

現行は2歳児の受入れのみを本事業の対象としているところ、保育の必要性のある0歳児及び1歳児を受け入れる場合にも本事業の対象とすることとし、年齢別に配置職員（ ）の要件及び単価を設定。

（ ）配置職員 0歳児 3 1、1歳児及び2歳児 6 1
従事者の1 / 2以上は保育士資格所有者

【新設の単価】

0歳児	受入時間	単価			
		~ 8 h	9 h	10 h	11 h ~
基本分単価 4,500円 / 日		【0歳児】4,500円			
長時間加算 560円 (1時間あたり)		【1歳児】2,250円			
1歳児					
基本分単価 2,250円 / 日		【0歳児】1,120円			
長時間加算 280円 (1時間あたり)		【1歳児】560円			
	合計	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円	【0歳児】5,060円 【1歳児】2,530円	【0歳児】5,620円 【1歳児】2,810円	【0歳児】6,180円 【1歳児】3,090円